

特別局及び特別記念局開設の手引き

令和5年9月

一般社団法人 **日本アマチュア無線連盟**

●適用範囲

本文書は、「連盟が開設するアマチュア局（レピータ局及びアシスト局並びにリモコン局を除く。）に関する規定」第2条に規定する「特別局」並びに「特別記念局」の開設に関するマニュアルである。

●関連文書

- 1) 特別局及び特別記念局の開設基準

●参考

JARL Web

https://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-6_stations/es-sta-kaisetsu.htm

目次

第一章 「特別局」「特別記念局」予備知識	4
はじめに	
「特別局」、「特別記念局」とは	4
第二章 JARL 局の開設手続き	5
開設までの手順	5
第三章 開設申出書の書き方	10
特別局・特別記念局の開設申出書（1面）の書き方	10
特別局・特別記念局の開設申出書（2面）の書き方	15
特別局・特別記念局 収支予算案	18
運営委員会組織図	19
行事の主催者から局の開設に関する同意書	20
行事の主催者または開設場所責任者から局の設置に関する同意書	21
Frequently Asked Questions（よくあるお問い合わせ）	22
運用報告書の記入例	23
収支報告書の記入例	24
【参考】	25
特別局及び特別記念局の開設基準	26
開設申し出書類（別添：Word ファイル）	
特別局・特別記念局の開設申出書（1面）	
特別局・特別記念局の開設申出書（2面）	
特別局・特別記念局 収支予算案	
アマチュア局開設同意書	
運用報告関連書類（別添：Word ファイル）	
特別局、特別記念局 運用報告書	
特別局、特別記念局 収支報告書	

第一章 「特別局」「特別記念局」の予備知識

■ はじめに ■

プリフィックスが8Jや8Nで始まるコールサインと交信した方も多くいらっしゃるでしょう。

毎年夏に東京・有明で開催しているハムフェアの会場には、8J1HAMというコールサインの特別記念局が開設されています。

他にも、毎年たくさんの特別局や特別記念局が開設・運用されています。JARLが免許人となっている局だけでも、年間で60～70局以上の数にのぼります。

ここでは、その記念局を開設するための要件や手続きなどについて概要をご紹介します。

なお、免許人はJARLだけに限らず、『アマチュア業務の健全な普及発展を図ることを目的とする社団であって行事などに密接な関係があるもの』であれば認められているようです。

本書では免許人がJARLとなり開設する局の開設方法に関して説明しています。

■ 「特別局」「特別記念局」とは ■

一般的には記念局と呼ばれていますが、JARLでは次のように特別局と特別記念局に分類しています。

【特別局】

独立行政法人、地方公共団体（教育委員会を含む。）、公益社団法人若しくは公益財団法人又はこれらに準ずる団体が主催、後援など行事（行事の趣旨、内容等が公共性を有するもの）を記念して開設する局。

連盟が後援または協賛する行事（行事の趣旨、内容等がアマチュア無線の活性化のための公開運用及びアマチュア無線の周知・啓発にあり、かつ、体験運用を行うものであって、会長が特に認めたもの。）を記念して開設する局。

【特別記念局】

国際的または国家的に重要な行事やJARL主催行事などを記念して開設する局。

いずれもプリフィックスが8Jや8Nで始まるコールサインにかわりはありません。

総務省によるとこれらの局は『行事などの開催に伴い特別な呼出符号により臨時かつ一時的に運用するアマチュア局』と定義されています。

第二章 JARL 局の開設手続き

■ 開設までの手順 ■

- ① 「特別局及び特別記念局の開設基準」をよくお読みください。
(本書の巻末に付録として添付しています。)
- ② 催事の趣旨、内容、主催者、後援などの基本的な情報を集めて整理します。
- ③ 催事の基本的な情報を基に支部長と相談を開始。
- ④ 催事的主催者にアマチュア無線を通して、行事を記念すること及びその意義を広めることを説明して賛同を得ます。
交渉の経過は支部長に情報として報告しながら進めてください(アマチュア無線仲間は思わぬところにも居るもので援軍が登場することもあります)。
- ⑤ 開設に必要な書類を準備します。
提出書類は次のとおりです。
 - (1) 開設申出書
 - (2) 収支予算案
 - (3) 運営委員会組織図(様式任意)
 - (4) 運用計画書(様式任意)
 - (5) 運用スケジュール(様式任意)
 - (6) 開設を予定している行事等を説明紹介しているパンフレット等
 - (7) 行事等の主催者から記念局の開設に関する同意書(様式任意)
 - (8) 行事等の主催者または開設場所責任者から記念局の設置に関する同意書
 - (9) 防護指針(移動しない局を開設する場合)

特 別 局 … 開設を希望する日から3ヶ月前までに次の提出書類を所属する支部長・地方本部長を経由して専務理事あてに提出してください。

特別記念局 … JARL では年度毎に特別記念局の開設計画をたてており、例えば令和5年度分(令和5年4月～令和6年3月までに開設する局)については、令和5年1月末までに所属する支部長・地方本部長を経由して専務理事あてに提出してください。

提出が2月に開催の理事会に間に合わない場合は「理由書」を添付してください。

年度途中でも開設申出書に相応な理由書が添付され、追加分として理事会で承認されれば開設は可能になっています。例えば行事が2月の時点では未定だった場合など。

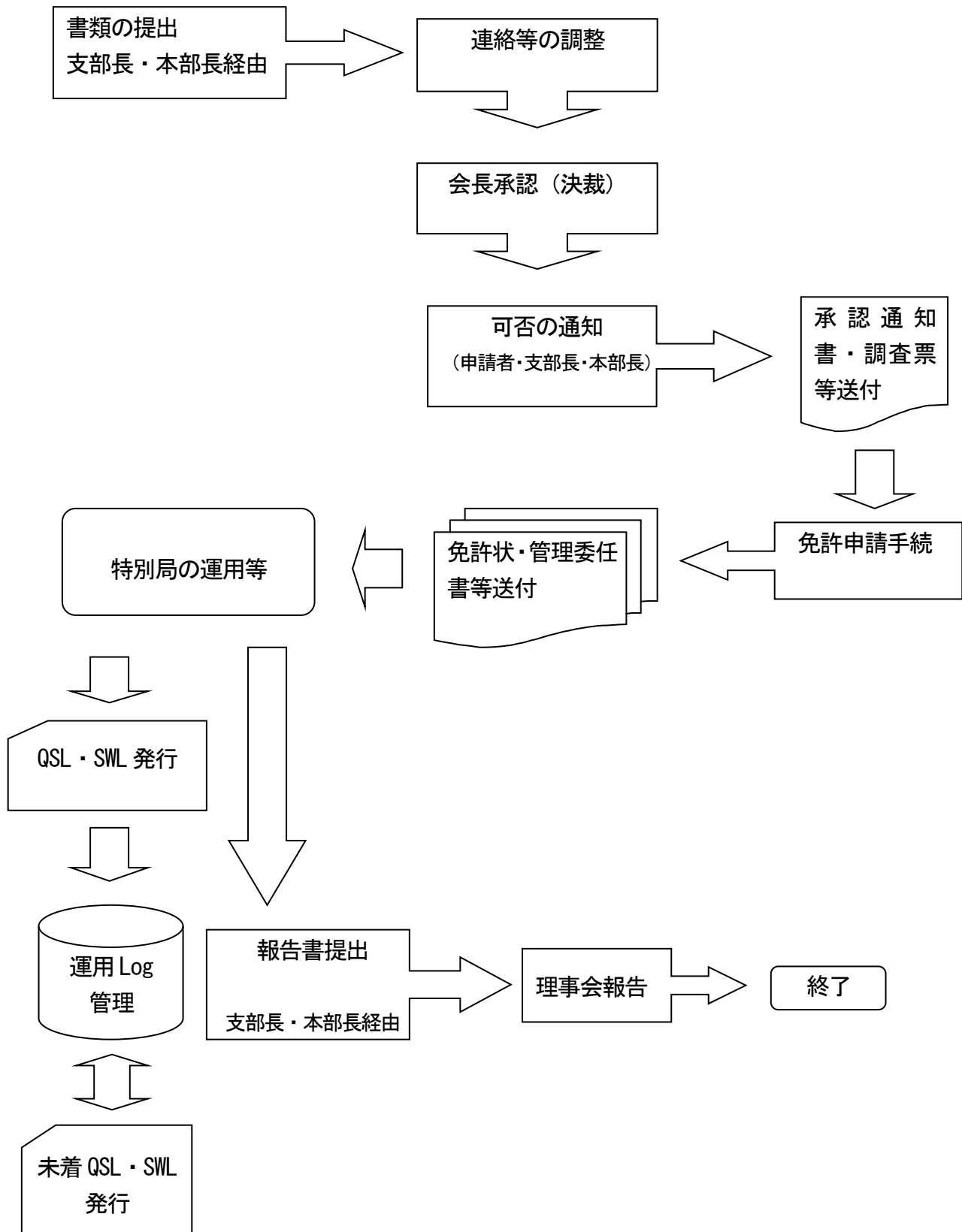
- ⑥ 特別局の開設については、会長の決裁をもって承認とします。
開設が了承されると開設承認書と「特別局の申請・運営に関する調査票」が申請者宛に発送されます。
当該地域の地方本部長及び支部長には、「開設承認書の写し」を電子メールで送付します。
- ⑦ 特別記念局の開設については、2月に開催する理事会に議案として上程します。
理事会で開設が了承されると開設承認書と「特別記念局の申請・運営に関する調査票」が申請者宛に発送されます。
当該地域の地方本部長及び支部長には、「開設承認書の写し」を電子メールで送付します。
- ⑧ 特別局、特別記念局の開設準備（免許手続き、必要機材やQSLカードの調達、無線局の開設工事）を行います。無線局免許申請手続きは連盟事務局会員課で行いますので、事務局との連絡調整窓口となる担当者をあらかじめ選出しておいてください。事務局では、前記の調査票を基に申請書等の準備を開始します。
- ⑨ 「無線局免許状」が発給されましたら、「無線局免許状」と「管理委任通知書」を郵送します。なお、調査票で「JARL局運用申込書」や「局運用記録用紙（ログ）」の送付を希望された運営委員会にはこれらの用紙もお送りします。
- ⑩ 特別局、特別記念局の運用とQSLカードの発行を行います。
- ⑪ 運用終了後に特別局、特別記念局の運用に関する報告書を作成します。
 - (1) 運用報告書
 - (2) 収支報告書
- ⑫ 理事会に「運用報告書」と「収支報告書」を提出しますが、開設の手続きと同様に支部長、本部長を経由して提出してください。専務理事は業務報告として理事会に報告します。

以上が、特別局・特別記念局の開設手続きから運用報告までの一連の流れとなります。

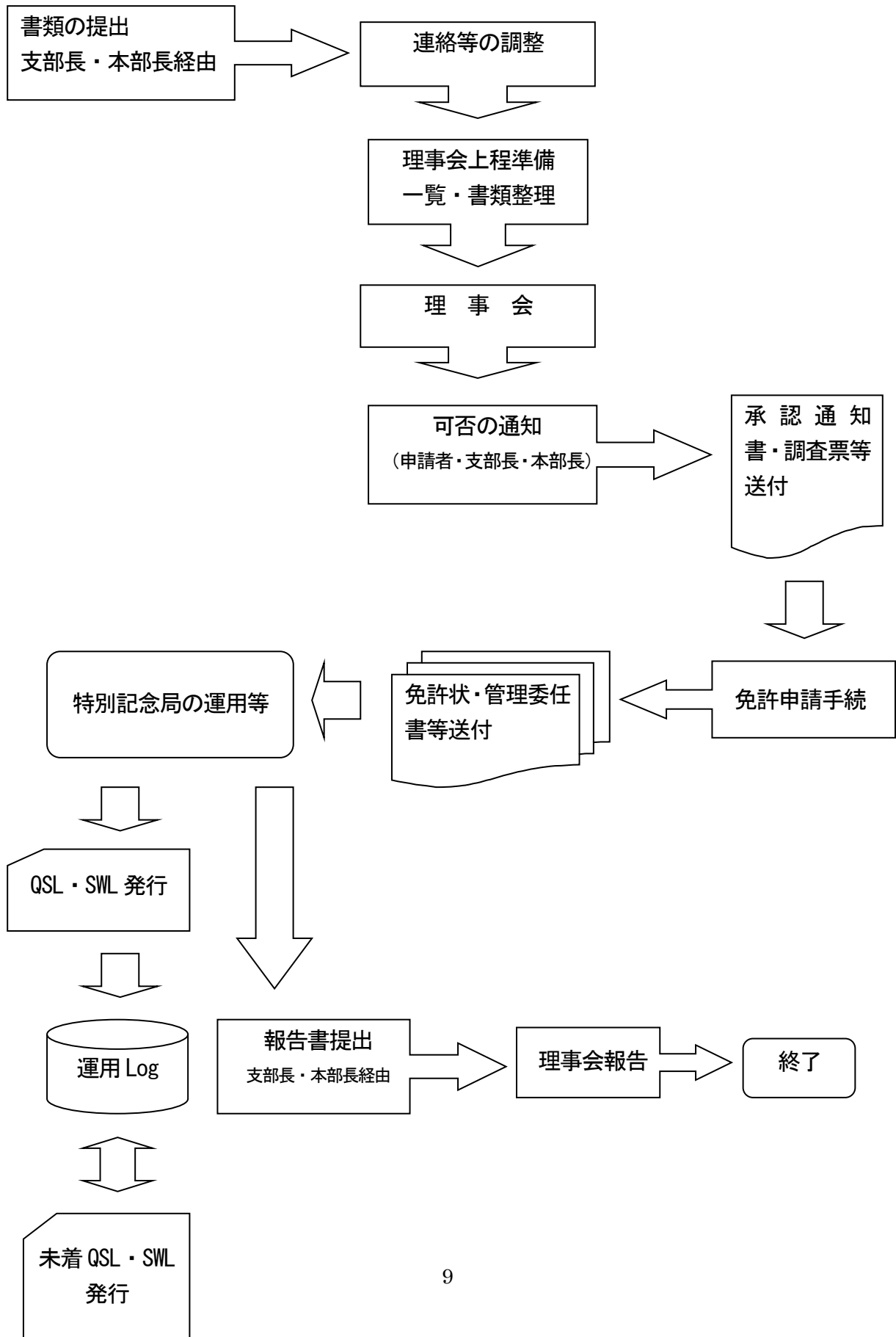
特別局、特別記念局のコールサイン

8 J○又は8 N○の字の次に、1字以上5字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの（ただし、最後の字はアルファベットであること）を付したもの（○には各エリアを示す数字がはいります）

「特別局」の開設運用まで



「特別記念局」の開設運用まで



第三章 開設申出書の書き方

■「特別局」「特別記念局」開設申出書の書き方■

●「1 行事予定について」の各項目の記入方法

1. 申出書標題の「特別局・特別記念局開設申出書」

特別局・特別記念局の該当しない方を二重線で抹消（＝）してください。
章中の（特別局・特別記念局）も同様です。

2. 「年月日」

申出書の提出日を記入してください。

3. 「提出先」

一般社団法人日本アマチュア無線連盟会長あてです。

4. 「開設申出者」

開設申請を行う団体の代表者氏名、コールサイン、住所等を記載してください。
印鑑も忘れずに捺印してください。
連絡の取りやすい電話番号、E-mail アドレスも記載してください。

5. 「行事の名称」

行事の正式な名称を記載してください。行事に正式名のほか「通称名」や「愛称名」などがある場合は、正式名称の下に括弧書きで記載してください。

6. 「行事の主催者等」

行事自体の主催者を記入してください。特別局や特別記念局の主催クラブ名ではありません。

7. 行事の開催期間

行事の開催期間で、無線局の運用期間ではありません。

8. 「行事の開催場所」

行事の開催場所であり、無線局を開設する場所ではありませんのでご注意ください。
無線局の開設場所は「2 無線局の運用計画」の「③局の設（常）置場所」の欄に記載します。

9. 「承認欄」

支部長、地方本部長の承認欄です。当該地域の支部に、特別局や特別記念局の調整や支援する担当がいる場合は、支部長の右欄に担務名称と了承印を捺印してください。

なお、「1 行事の予定について」の各項目の記入例を次ページに示します。

開設申出書の記載例

特別局~~・~~特別記念局開設申出書

令和 年 月 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会 長 森 田 耕 司 殿

開設申出者 代表者氏名 大塚 太郎 印
コールサイン JA1●×△
代表者住所 〒170-8073
東京都豊島区南大塚 3-43-1
連絡先 (TEL) 03-3988-0000
(E-mail) ****@jarl.org

「連盟が開設するアマチュア局（レピータ局及びアシスト局並びにリモコン局を除く。）に関する規程」第3条第6項の規程に基づき、下記のとおり（特別局~~・~~特別記念局）の開設を申出ます。

記

1 行事の概要について：

行事の名称	新大塚タワー運用開始記念祭
行事の主催者等	〇〇区
行事の開催期間（注）	令和〇年〇月〇日から令和〇年×月×日まで
行事の開催場所（注）	新大塚タワー展望台（西コーナー）

注：無線局の開設期間、設（常）置場所は「無線局の計画」に記入してください。

承認欄		
地方本部長	支部長	(申出書内容及び添付書類の確認) <input type="checkbox"/> 希望する識別信号の適否 <input type="checkbox"/> 運用周波数帯・モード・電力等 <input type="checkbox"/> 使用無線設備の適否 <input type="checkbox"/> 収支予算案 <input type="checkbox"/> 主催者、設置同意書 <input type="checkbox"/> 運営委員会組織図 <input type="checkbox"/> 運用計画書・運用スケジュール <input type="checkbox"/> 防護指針（移動しない局のみ） <input type="checkbox"/> 行事の概要等の資料
月 日	月 日	
(地方本部)	(支部)	

●「2 無線局の計画について」の各項目の記入方法

①局の区別

「特別局」または「特別記念局」の該当する方に印を付けてください。

②局の名称

行事の名称ではありません。(例：行事の名称＋記念局)

③局の開設期間

行事の開催期間ではありません。無線局を運用する期間です。

④局の設(常)置場所

特別局または特別記念局を設(常)置する場所の住所です。

⑤希望する識別信号

希望するコールサインを第3希望まで記載してください。

⑥局の種別

「移動する局」または「移動しない局」の該当する方に印を付けてください。

「移動しない局」については無線局から発射される電波の強度の基準値への適合(防護指針)を確認することができる資料を添付してください。

電波の強度の基準値への適合確認に関することは、総務省の電波利用ホームページに掲載されておりますのでご参照ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/others/amateur/confirmation/safety/index.htm>

⑦運用周波数帯及び空中線電力等

運用周波数、最大空中線電力、運用モード、送信空中線の型式について該当する欄に印を付けてください。

⑧使用する無線設備

無線設備の調達方法です。該当欄に印を付けてください。連盟のRL局(中央局・地方局)やYRL(ZAX、ZRL)局(地方補助局)の設備を使用する場合は、当該地域の支部長や地方本部長と事前に調整して了承をいただいでください。

⑨収支予算案

別に作成したものを添付します。

⑩運営主体

担務名と氏名、コールサインを明記した運営委員会組織図を添付してください。

⑪運用計画書・運用スケジュール

特別局及び特別記念局の申請の際に、総合通信局へ運用計画書の提出が必要となることから、運用計画書を開設申出書提出に併せて提出してください。記載項目は次ページの「●添付資料についての(2)」をご参照ください。

⑫備考欄

その他参考となることがありましたら記載してください。書き込むスペースが足りない場合は、「別途添付」と記入して添付書を付けてください。

●添付資料について

(1) 行事の概要等を説明した資料、パンフレット（コピー等）を必ず添付してください。

同等の資料が Web サイト上にある場合は、その URL を「⑫の参考欄」に記載して添付資料を省略することができます。

(2) 特別局及び特別記念局の申請の際に、総合通信局等へ運用計画書の提出が必要となることから、次の事項を記載または資料を添付した運用計画書を開設申出書提出に併せて提出してください。

①行事等の名称

行事の名称を記載してください。

②行事等の主催者、後援をする者、協賛をする者等

行事等の主催者等を記載し、これらが確認できる資料を添付してください。

③行事の趣旨、内容等

行事開催の趣旨、内容について記載または、行事についてホームページ等に掲載されている資料を添付してください。

④特別局及び特別記念局を運用する目的

行事等を記念すること及びその意義を広めることができるものであること、また、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展等に寄与できるものであることを説明。

⑤希望する識別信号とその理由

行事等にふさわしいものとします。

⑥特別局及び特別記念局の開設を希望する運用期間

行事等の開催期間からみて必要かつ適当な最短期間として、かつ、1年以内となります。

⑦特別局及び特別記念局の運用スケジュール

開設期間中に公開運用または体験運用を行うことを含めて計画し、詳細な運用スケジュール表をカレンダー形式（日単位）で作成して添付してください。

・運用予定

・公開運用又は体験運用の実施予定（日時）及び担当者（監督者）

・日ごとの運用場所

⑧特別局及び特別記念局の運用場所（設置場所及び常置場所を含み、すべて記載すること。複数の運用場所の場合は、運用場所ごとの運用日を明示すること。）

⑦のスケジュール表に記載してください。

⑨特別局及び特別記念局の運用に関する周知広報の実施計画・方法

主催者や免許人などのホームページ等に特別局及び特別記念局の運用について周知広報することを記載してください。

⑩特別局及び特別記念局の運用体制

局の運営委員会組織図を添付してください。(緊急時の連絡先を明記してください。)

運用体制は特別局及び特別記念局運用者(識別信号、氏名、無線従事者番号を記載してください。)の一覧を添付してください。

⑪行事等の主催者からの同意書等

特別局及び特別記念局を行事等の開催地内に設置する場合は、当該行事等の主催者からの同意書を添付してください。

⑫申請者が、行事等に密接な関係があるものであること等(人的関係や業務・活動関係等)があるものであること等

特別局及び特別記念局開設のため、行事の主催者から局の運用の同意を得ている旨を記載してください。

⑬その他参考事項

(3) 移動しない局で特別局及び特別記念局を開設するときには、無線局から発射される電波の強度の基準値への適合(防護指針)を確認できる資料を添付してください。

防護指針に関することは、総務省の電波利用ホームページに掲載されておりますのでご参照ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/others/amateur/confirmation/safety/index.htm>

「無線局の計画について」の記載例

① 局の区別	<input checked="" type="checkbox"/> 特別局 <input type="checkbox"/> 特別記念局	②局の名称	新大塚タワー運用開始記念特別局
③ 局の開設期間	令和〇年△月〇日から 令和〇年×月〇日まで		
④ 局の設(常)置場所	(ふりがな) とうきょうととしまくみなみおおつか△-□-〇 ----- 東京都豊島区南大塚△-□-〇 新大塚タワー 特別展望室		
⑤ 希望する識別信号	第1希望：8J1〇△□ 第2希望：8J1〇×□ 第3希望：8N1〇△□	⑥ 局の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 移動する局 <input type="checkbox"/> 移動しない局 <small>(該当する項目にレ印する)</small>
⑦ 運用周波数帯および空中線電力等 <small>(該当する項目にレ印する)</small>	運用周波数帯		最大空中線電力
	<input checked="" type="checkbox"/> HF帯 <input checked="" type="checkbox"/> 144MHz帯 <input checked="" type="checkbox"/> 1200MHz帯 <input type="checkbox"/> その他() Hz帯	<input checked="" type="checkbox"/> 50MHz帯 <input checked="" type="checkbox"/> 430MHz帯 <input type="checkbox"/> 2400MHz帯	<input type="checkbox"/> 1W <input type="checkbox"/> 5W <input type="checkbox"/> 10W <input type="checkbox"/> 20W <input type="checkbox"/> 50W <input type="checkbox"/> 100W <input type="checkbox"/> 200W <input type="checkbox"/> 500W <input type="checkbox"/> 1000W
	運用モード		
	<input checked="" type="checkbox"/> SSB <input checked="" type="checkbox"/> CW <input checked="" type="checkbox"/> FM <input checked="" type="checkbox"/> AM <input checked="" type="checkbox"/> RTTY <input type="checkbox"/> SSTV <input type="checkbox"/> パケット <input checked="" type="checkbox"/> その他(PSK-31、FT8		
	送信空中線の型式		
	<input checked="" type="checkbox"/> 単一型 <input checked="" type="checkbox"/> 八木型 <input checked="" type="checkbox"/> ダイポール型 <input type="checkbox"/> その他()		
⑧ 使用する無線設備 <small>(該当する項目にレ印する)</small>	<input type="checkbox"/> RL局の設備を使用する <input type="checkbox"/> YRL(ZAX、ZRL)局の設備を使用する <input checked="" type="checkbox"/> 運営委員会で調達する <input type="checkbox"/> 別途手当する		
⑨ 収支予算	別紙添付。		
⑩ 運営主体	(運営委員会組織図：別紙添付)		
⑪ 運用計画書・運用スケジュール	別紙添付。		
⑫ 備考欄			

3 添付資料について :

- (1) 行事の概要等を説明した資料、パンフレット（コピー可）等を必ず添付してください。
- (2) 特別局及び特別記念局の申請の際に、総合通信局等へ運用計画書の提出が必要となることから、次の事項を記載または資料を添付した運用計画書を開設申出書提出に併せて提出してください。

①行事等の名称

行事の名称を記載してください。

②行事等の主催者、後援をする者、協賛をする者等

行事等の主催者等を記載し、これらが確認できる資料を添付してください。

③行事の趣旨、内容等

行事開催の趣旨、内容について記載または、行事についてホームページ等に掲載されている資料を添付してください。

④特別局及び特別記念局を運用する目的

行事等を記念すること及びその意義を広めることができるものであること、また、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展等に寄与できるものであることを説明。

⑤希望する識別信号とその理由

行事等にふさわしいものとします。

⑥特別局及び特別記念局の開設を希望する運用期間

行事等の開催期間からみて必要かつ適当な最短期間として、かつ、1年以内となります。

⑦特別局及び特別記念局の運用スケジュール

開設期間中に公開運用または体験運用を行うことを含めて計画し、詳細な運用スケジュール表をカレンダー形式（日単位）で作成して添付してください。

・運用予定

・公開運用又は体験運用の実施予定（日時）及び担当者（監督者）

・日ごとの運用場所

⑧特別局及び特別記念局の運用場所（設置場所及び常置場所を含み、すべて記載すること。複数の運用場所の場合は、運用場所ごとの運用日を明示すること。）

⑦のスケジュール表に記載してください。

⑨特別局及び特別記念局の運用に関する周知広報の実施計画・方法

主催者や免許人などのホームページ等に特別局及び特別記念局の運用について周知広報することを記載してください。

⑩特別局及び特別記念局の運用体制

局の運営委員会組織図を添付してください。（緊急時の連絡先を明記してください。）

運用体制は特別局及び特別記念局運用者（識別信号、氏名、無線従事者番号を記載してください。）の一覧を添付してください。

⑪行事等の主催者からの同意書等

特別局及び特別記念局を行事等の開催地内に設置する場合は、当該行事等の主催者からの同意書を添付してください。

⑫申請者が、行事等に密接な関係があるものであること等（人的関係や業務・活動関係等）があるものであること等

特別局及び特別記念局開設のため、行事の主催者から局の運用の同意を得ている旨を記載してください。

⑬その他参考事項

(3) 移動しない局で特別局及び特別記念局を開設するときには、無線局から発射される電波の強度の基準値への適合(防護指針)を確認できる資料を添付してください。

防護指針に関することは、総務省の電波利用ホームページに掲載されておりますのでご参照ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/others/amateur/confirmation/safety/index.htm>

●収支予算案の作成方法

1. 標題に「局の名称」を記載して、「特別局」、「特別記念局」の該当しない方を二重線（＝）で抹消します。

無線局の名称は、前記「2 無線局の運用計画」の②に記載した名称です。

2. 該当のない金額欄は、「0」を記入してください。

3. 金額には、カンマを記載してくださいますようお願いいたします。

例 5000 円 → 5,000 円

【ご注意】

1. 連盟から支出の予算は、人件費として使用できません。
2. 本部費からの特別局・特別記念局への経費の支出は、認められません。
3. 支出項目に、QSL カード代、通信費等を記入します。

収支予算案の作成例

新大塚タワー運用開始記念特別局~~＝特別記念局~~ 収支予算案

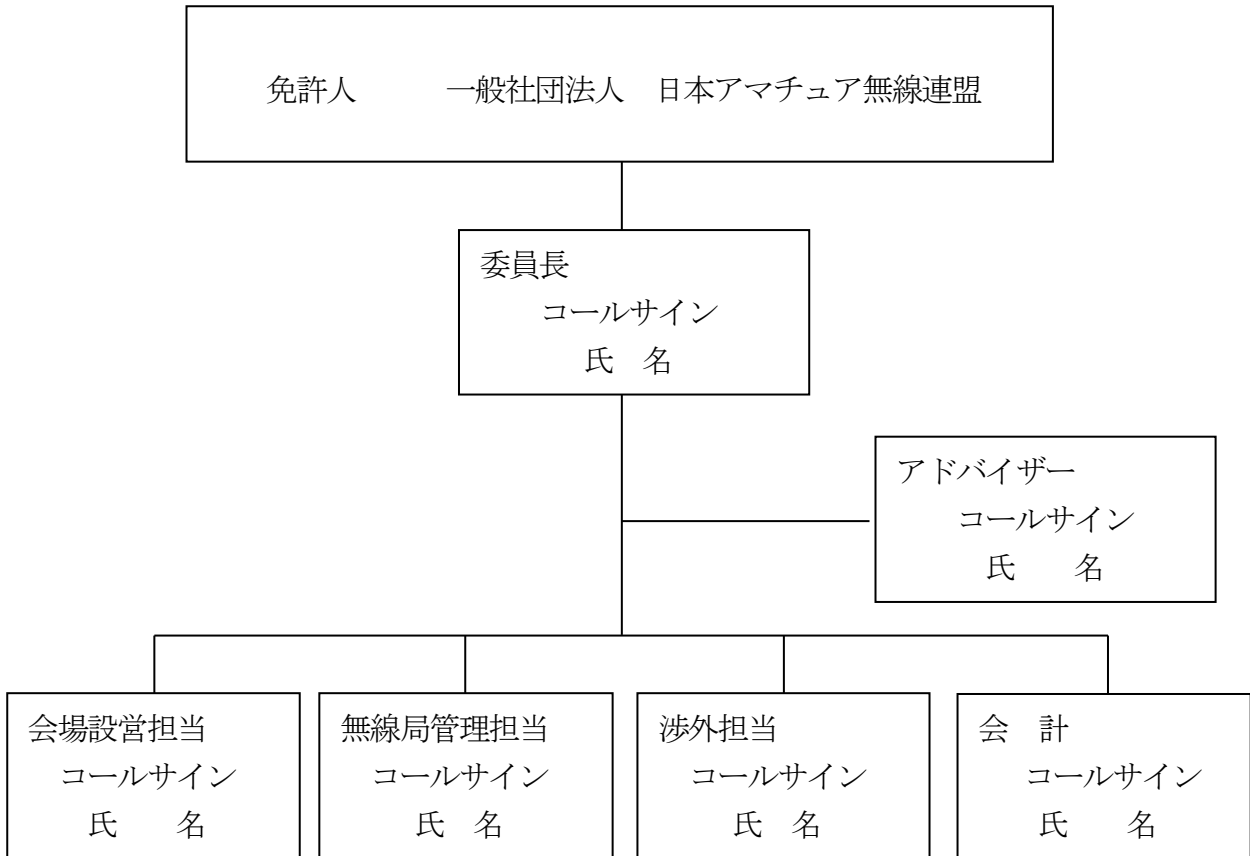
(全体予算に対するもの)

	項	収 支 額	摘 要
収 入	連盟支出	0	
	寄付等	100,000	5,000 (平均) × 20名
計		100,000	
支 出	免許申請手数料	10,000	申請手数料、保証認定料
	QSLカード費	30,000	代金振込手数料込み
	事 務 費	5,000	文具、OA サプライ用品
	通 信 費	10,000	QSL 送料、事務連絡費
	アンテナ部材	40,000	アンテナ、同軸ケーブル他
	そ の 他	5,000	
計		100,000	

- (注) 1 連盟から支出の予算は、人件費として使用できません。
 2 本部費からの特別局、特別記念局への経費の支出は、認められません。
 3 支出項目に、QSLカード代、通信費等を記入します。

運営委員会組織図の作成例

新大塚タワー運用開始記念運営委員会組織図



運用時には、別途運用プロジェクトを組織して、下記の担当者を配置して適切な運用管理と安全管理を行います。

運用統括責任者
安全管理担当
無線局運用担当
QSL カード発行責任者
その他必要に応じて担当者を配置する

※提出していただく運営委員会構成図は、上記の内容程度で結構ですが、実際の特別局・特別記念局運用時の資料として携帯電話番号等を追記したものを作成しておく
と便利に活用できます。

行事等の主催者から局の開設に関する同意書の例

令和 年 月 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会 長 森 田 耕 司 殿

新大塚タワー運用開始記念祭
〇〇〇〇〇〇 大塚三郎

新大塚タワー運用開始記念特別アマチュア局運用同意書

新大塚タワーの運用開始を記念し、貴連盟が特別アマチュア局を開設・運用することに同意いたします。

なお、運用にあたっては下記の事項を遵守願います。

記

1. 運用期間を定めて事前に当実行委員会に通知すること
2. 行事会場内での運用は、会場管理者と協議し支障を来さないこと
3. 印刷物等に行事名称などを使用する時には、予め当実行委員会の了承を得ること

行事等の主催者または開設場所責任者から局の設置に関する同意書の例

(印)

アマチュア局開設同意書

設（常）置場所 東京都豊島区南大塚△-□-○
社団の名称 一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
（社団の場合に限る）
代表者氏名 会 長 森 田 耕 司
（個人の場合は氏名）

上記の者が開設するアマチュア局を 新大塚タワー特別展望室 内に開設することに同意いたします。

令和 年 月 日

住 所 〒170-0005 東京都豊島区南大塚△-□-○
(株) 新大塚タワー
役職名 (地位) 総務部部長
氏 名 ○○ ○○ (印)

●開設届出書の提出

「特別局」「特別記念局」開設申出書や添付書類などの準備が整いましたら、申出書や添付書類の内容に誤りがないかを十分に確認したうえで、所属する支部長・地方本部長を経由して専務理事あてに提出してください。

【Frequently Asked Questions】（よくあるお問い合わせ）

Q	「特別局」と「特別記念局」の違いを教えてください。
A	「特別局及び特別記念局の開設基準」をご一読くださいますようお願いいたします。
Q	「識別信号」って何ですか？
A	電波法施行規則第6条の5で次のように規定されております。 1. 呼出符号（標識符号を含む） 2～3（省略） ※アマチュア局の場合、識別信号は「呼出符号」になります。
Q	JARL局以外の、社団局を変更してJARLの特別局または特別記念局にすることはできますか？
A	残念ながらできません。
Q	特別局・特別記念局に関する担当課を教えてください。
A	JARL事務局会員課が特別局・特別記念局の担当課です。お問い合わせやご相談は、下記までお願いいたします。 E-mail：oper@jarl.org 電 話：03-3988-8749

運用報告書の記入例

特別局~~・特別記念局~~ 運用報告書

令和〇年〇月〇日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 森田 耕司 殿

新大塚タワー運用開始記念 運営委員会

委員長 大塚 太郎 印

日アマ第 ***** 号により、管理の委任を受けた 8J1〇△□
(特別局) の運用結果について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 行事等の名称 : 新大塚タワー運用記念祭
- 2 識別信号 : 8J1〇△□
- 3 運用期間 : 令和〇年△月〇日 ~ 令和〇年×月〇日
- 4 運用場所 : 新大塚タワー特別展望室
- 5 運用者数 : 延べ 450 人 (うち会員以外 50 人)
- 6 交信局数 : 2,853 局
- 7 QSLカード発行枚数
発行枚数 : 2,343 枚 (海外 482 枚)

承認欄		
地方本部長	支部長	
月 日	月 日	
(地方本部)	(支部)	

収支報告書の記載例

特別局 収支報告書


(全体の収支に対するもの)

	項	収 支 額	摘 要
収入	連盟支出	0	
	寄付等	103,950	23名
計		103,950	
支出	免許申請手数料	10,400	申請手数料、保証料
	QSLカード費	28,530	送料、代引き手数料
	事務費	3,850	文具・OAサプライ用品
	通信費	10,300	QSL送料、事務連絡費
	アンテナ部材	40,570	アンテナ・ケーブル
	その他	10,300	調達品交通費等
計		103,950	

- (注) 1 連盟から支出の予算は、人件費として使用できません。
 2 本部費からの特別局、特別記念局への経費の支出は、認められません。
 3 支出項目に、QSLカード代、通信費等を記入します。

【参考】「特別局」「特別記念局」の開設・運用に際してJARLからお送りする備品

●JARL局運用申込書



JARL局運用申込書

私は、JARLが開設したアマチュア局（社団局）を下記のとおりに運用したいので申込みます。

運用者 氏 名 _____
 無線従事者
 免許証番号 _____
 コールサイン _____

記

1. 日時 平成 年 月 日 時 分 ~ 分間

2. 運用周波数帯 (MHz) 1.9 3.5 3.8 7.0 10 14 18 21
 24 28 50 144 430 1200 2400

複写式2枚組の運用申し込み用紙です。運用者の予約整理に便利に出来ています。

●運用記録用紙

【この用紙は、記載したら必ず受付に返却してください。】

局運用記録用紙

QTH	
運用 トランシ バの型名	
運用者	コール サイン
	氏名

(運用 予定時間)	時 分 ~ 時 分まで
従事者 資格	アマ 3アマ 2アマ 1アマ 通 2通 3通
無線従事者 免許証番号	

No.	
運 用 年 月 日	年 月 日
使 用 周波数帯	1.9 3.5 3.8 7.0 10 14 18 21 24 28 50 144 430 1200 2400

通信開始時間	相手局コールサイン等	R S T	使用電波	メ	モ	QSL カード の発行
時 分		相手局 自 局	型式 周波数			

▼ 表面の欄がいっぱいになりましたら裏面に記入してください。 QSLカードを発行しないときは、「NO」と記入する

運用者に記入していただくログです。

特別局及び特別記念局の開設基準

「連盟が開設するアマチュア局（レピータ局及びアシスト局並びにリモコン局を除く。）に関する規程」（以下「規程」という。）第2条に規定する「特別局」及び「特別記念局」の開設基準等は、下記のとおりとする。

記

1 特別局

- (1) 規程第2条第6号に規定する特別局のうち、「連盟の特別行事」は、次のようなものをいう。

また、当該行事等の主催者、後援をする者又は協賛等をする者は、それぞれ当該行事等を主催、後援、協賛等をするものとして適切であること。

- ① 独立行政法人、地方公共団体（教育委員会を含む。）、公益社団法人若しくは公益財団法人又はこれらに準ずる団体が主催、後援又は協賛する行事であること。
 - ② 連盟が後援又は協賛する行事であり、行事の趣旨、内容等がアマチュア無線の活性化のための公開運用及びアマチュア無線の周知・啓発にあり、かつ、体験運用を行うものであって、会長が特に認めたもの
 - ③ ①及び②の行事等の趣旨・内容等は、政治的又は宗教的なものではなく、相当の公共性を有しているものであること。また、特定の関係者だけでなく、地域や社会全体に社会的利益をもたらすものであること。
- (2) 行事の主催者から特別局を運用することにより行事を記念すること及びその意義を広めることについて同意を得ていることを確認することができること。
- 特別局の運用について、主催者等や免許人等がインターネットの利用その他の方法により、広く一般に周知広報を行うものであること。
- また、期間中、積極的な運用が行われているものであり、公開運用又は電波法施行規則第34条の10に基づくアマチュア無線の体験運用を行うものであること。
- (3) 特別局に使用する呼出符号は、下表の呼出符号列から開催する行事にふさわしいものを希望することができる。
- (4) 特別局の開設を希望する期間は、行事等の開催期間からみて必要かつ適当な最短期間とし、かつ、1年以内であること。
- (5) 特別局の開設及び運用に係る経費（免許申請等に必要経費を含む。）については、開設申し出者の負担とする。
- (6) 特別局の免許申請と無線設備の調達について
- ① 特別局の免許申請書類の作成は、事務局において行うものとするが、無線設備を別途調達して開設する局の場合は、申し出者の責任において行うこととする。
 - ② 特別局の無線設備の調達については、次のとおりとする。

ア 地方局又は補助局の呼出符号等を変更し、特別局として使用することができる。なお、地方局又は補助局の使用にあたっては管理者の承諾を事前に得ることとする。

イ 無線設備を別途調達して開設する場合は、申し出者の責任で行うこととする。

③ 特別局を行事等の開催地内に設置する場合は、当該行事等の主催者からの同意書を得ていることが確認できるものであること。

④ 特別局で移動しない局を開設するときには、無線局から発射される電波の強度の基準値への適合（以下、防護指針という。）を確認することができること。

(7) 特別局の運営については、運営委員会を組織し、特別局の運営・管理を行うものとする。なお、運営委員会は、運用計画書を作成し、書類により特別局の運用スケジュール、運用体制及び上記すべての事項について確認を行えるものとする。

2 特別記念局

(1) 規程第2条第7号に規定する特別記念局の定義のうち、「国際的又は国家的に重要な行事」は、次のようなものをいう。

- ① 国際電気通信連合の機関が開催する行事
- ② 国際連合の専門機関が開催する行事
- ③ 国際博覧会条約関連の行事
- ④ オリンピック組織委員会又はアジア競技大会委員会が関与する行事
- ⑤ 国（主管庁）が主催又は共催する行事
- ⑥ ①から⑤と同等であって理事会が特に認めたもの

(2) 行事の主催者から特別記念局を運用することにより行事を記念すること及びその意義を広めることについて同意を得ていることを確認することができること。

特別記念局の運用について、主催者等や免許人等がインターネットの利用その他の方法により、広く一般に周知広報を行うものであること。

また、期間中、積極的な運用が行われているものであり、公開運用又は電波法施行規則第34条の10に基づくアマチュア無線の体験運用を行うものであること。

(3) 特別記念局に使用する呼出符号は、下表の呼出符号列から開催する行事にふさわしいものを希望することができる。

(4) 特別記念局の開設を希望する期間は、行事等の開催期間からみて必要かつ適当な最短期間とし、かつ、1年以内であること。

(5) 特別記念局の開設及び運用に係る経費（免許申請等に必要な経費を含む。）については、1局あたり原則として5万円を上限として年間総額50万円の枠内で支出することができる。なお、経費の支出のない局については、開設申し出者の負担とする。

(6) 特別記念局の免許申請と無線設備の調達について

- ① 特別記念局の免許申請書類の作成は、事務局において行うものとするが、無線設備を別途調達して開設する局の場合は、申し出者の責任において行うこととする。
- ② 特別記念局の無線設備の調達については、次のとおりとする。

ア 地方局又は補助局の呼出符号等を変更し、特別記念局として使用することができる。

なお、地方局又は補助局の使用にあたっては管理者の承諾を事前に得ることとする。

イ 無線設備を別途調達して開設する場合は、申し出者の責任で行うこととする。

③ 特別記念局を行事等の開催地内に設置する場合は、当該行事等の主催者からの同意書を得ていることが確認できるものであること。

④ 特別記念局で移動しない局を開設するときには、防護指針について確認することができること。

(7) 特別記念局の運営については、運営委員会を組織し、局の運営・管理を行うものとする。

なお、運営委員会は、運用計画書を作成し、書類により特別記念局の運用スケジュール、運用体制及び上記すべての事項について確認を行えるものとする。

3 開設申し出

(1) 特別局の開設を希望する者は、運用計画、運用体制、電波防護指針を確認することができる書類（移動しない局で開設する場合）、収支予算案、行事等に関するパンフレット及び行事等の主催者側からの特別局の開設について同意を得ていることを確認することができる文書を開設しようとする3箇月前（必着）までに当該支部長、地方本部長を経由して専務理事に提出し、会長の決裁をもって承認とする。

ただし、会長が特に必要と認めた場合は、理事会に諮ることとする。

特別記念局の開設を希望する者は、運用計画、運用体制、電波防護指針を確認することができる書類（移動しない局で開設する場合）、収支予算案、行事等に関するパンフレット及び行事等の主催者側からの特別記念局の開設について同意を得ていることを確認することができる文書を開設しようとする事業年度の間近の1月末日（必着）までに当該地方本部長を経由して専務理事に提出し理事会に諮ることとする。

(2) 前項にかかわらず、連盟が主催するアマチュア無線フェスティバル、ITU記念日及びIARU HF ワールドチャンピオンシップコンテストに開設する特別記念局並びに緊急やむを得ない場合であって会長が特に認めたものについては、この限りでない。

【特別局及び特別記念局に希望することができる呼出符号列】

各地方本部毎に、8JO又は8NOの字の次に、1字以上5字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの（ただし、最後の字はアルファベットであること。）を付したもの（以下、省略）

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成23年11月27日、第2回理事会）
この基準は、平成23年11月27日から施行する。

附 則（令和5年5月20日、第65回理事会）
この改正基準は、令和5年5月20日から施行する。

